

第576回12月定例会

議第77号 令和6年度遊佐町一般会計補正予算（第8号）に対する修正案が6：5の賛成多数で可決

（内容：「キャッシュレス決済緊急経済支援事業委託料」

65,000,000円の削除）

提案理由

- 遊佐町は令和6年7月25日に発生した大雨災害において甚大な被害が発生した。国の災害復旧事業の査定については令和7年1月上旬まで予定されており、被災した地域においては一部、復旧の工事が始まっているものの本格的な復旧が始まるのはこれからという状況である。このたびの一般行政報告では「国の災害復旧事業の該当は、当初想定よりも基準が厳しい」とし「農業者・商工業者への各種復旧支援、補助制度については、県との協調支援のほか、町単独での支援制度により対応に努めていく」としている。今後、町単独での支援にかかる規模が明らかになると想定される中、今、財政調整基金を取り崩してまで「キャッシュレス決済緊急経済支援事業」を行うべきではない。
- 現在、遊佐町が最優先すべきは災害からの復旧である。「国の災害復旧事業の査定」の該当外となってしまうであろう生活インフラ道路や第一次産業の根幹である農地の復旧である。復旧に係る費用の総額が判明していない中で、今、財政調整基金を取り崩し新規の事業を進めるべきではない。
- 町長の提案理由では「新規事業」の「キャッシュレス決済緊急経済支援事業」とのことであるが、事業名は新しいとはいえ事業内容はこれまでの「キャッシュレス決済導入促進事業」と何ら変わるものではない。コロナ禍の令和3年8月に第1回目の事業を行い、令和

4年3月、令和4年11月、令和5年3月、令和5年11月、そして今年3月と既に3月と11月の年に2回のペースで現在までに6回の事業を行っている。令和6年11月5日付で「町外からも広くお客様を呼び込むことができるため消費喚起支援策」を望むとする遊佐町商工会会長名での要望書が提出されているが、この度の災害による消費抑制の傾向を鑑みれば、キャッシュレス決済に限定することなく、町外のお客様を含む還元策ではなく、財政調整基金の取り崩しをおこなうならば遊佐町民全て、地域全体にしみこむような緊急経済支援事業を展開すべきである。

以上の理由から、「キャッシュレス決済緊急経済支援事業委託料」65,000,000円を削除する修正案を提出します。

なお、町の緊急経済対策やキャッシュレス決済を否定するものではないが、大雨災害からの復旧途中であることや昨今の物価高が継続していることも鑑み、本年11月22日に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に推奨事業メニューとして掲げられている「プレミアム商品券の発行」なども含めた、遊佐町民全て、地域全体への緊急経済支援事業を検討するべきであることも申し添えます。

以上